

被共済者の死亡による退職金の請求権利を有する方が2人以上となる場合の退職金請求については、退職金の受領に関して一切の権限を有する代理人を1人定めてその方が請求人となり、それ以外の請求権利を有する方はこの委任状を提出していただくこととなります。  
(中小企業退職金共済法施行規則第14条、同条第3項、第4項)

# 委 任 状

勤労 三郎 を代理人として被共済者 勤労 壱郎 の退職金の受領に係る一切の権限を委任します。

委任した日(提出日)

平成 年 月 日

請求人と定めた代理人以外の請求権利を有する方全員の署名、捺印をしてください。

委任者氏名	印	住 所
勤労 二郎	(印)	東京都豊島区東池袋 1
勤労 梅子	(印)	東京都豊島区東池袋 24
建設 松子	(印)	東京都豊島区東池袋 1

建設業退職金共済事業本部 殿